

注記（全体）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価
- ア 昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価
- イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
- 取得原価が判明しているもの 取得原価
- 取得原価が不明なもの 再調達原価
- ただし、開始時の評価基準及び評価方法については再調達原価とし、道路、河川及び水路の敷地については備忘価額 1 円としています。

- ② 無形固定資産 取得原価
- ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
- ア 取得原価が判明しているもの 取得原価
- イ 取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 出資金
- ア 市場価格のないもの 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法
- なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- ア 建物 15 年～50 年
- イ 工作物 14 年～50 年
- ウ 物品 4 年～15 年
- ② 無形固定資産 定額法
- （ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
- 未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- 貸付金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を

計上しています。

② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち、当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

(6) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更 該当事項はありません

(2) 表示方法の変更 該当事項はありません

(3) 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更 該当事項はありません

3 重要な後発事象 該当事項はありません

4 偶発債務 該当事項はありません

5 追加情報

(1) 全体対象会計

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
代替輸送特別会計	特別会計	全部連結	-
国民健康保険事業特別会計	特別会計	全部連結	

簡易水道事業特別会計	特別会計	全部連結	-
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	-

連結の方法は次のとおりです。

地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものと調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は以下のとおりです。

ア 売却可能資産の範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

なお、売却可能資産はありません。